租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十四条の五第一項及び第六十八条の二十六第一項に規定する情報流通円滑化設備並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条第四十六項に規定する対象特定電気通信設備については、法附則第五条第一項第二号に規定する助成金の交付対象とならない。

その際、設備等省令第一条第一項第二号に規定する「主として当該電気通信設備が設置される都道府県又は当該都道府県において当該情報の提供を受ける者にその提供を行うためのもの」とは、当該電気通信設備の記憶装置の容量の過半が、安定的に当該電気通信設備が設置される都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県（設備等省令第二条第二号に規定する東京圏を除く。）において当該情報の提供を受ける者に利用されることが見込まれるものとする。

［ウ～オ　略］

三　特定通信・放送開発事業の実施方法に関する事項

［(1)～(4)　略］

(5)　地域特定電気通信設備供用事業

地域特定電気通信設備供用事業の実施に当たり実施計画の認定を受けようとする場合には、実施計画に次に掲げる事項を併せて記載して提出すること。

ア　当該実施計画により整備される電気通信設備が設備等省令第一条第一項各号のいずれに該当するかの別（同項第一号に該当する場合は、複製する情報が記録された特定電気通信設備が設置される地域を、同項第二号に該当する場合は、当該電気通信設備の利用を想定する者の居住又は所在する都道府県・市町村名及びその利用率を、併せて記載すること。）

［イ・ウ　略］

エ　認定を受けようとする者が地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十一条第四十四項各号のいずれに該当するかの別（同条第一号に該当する場合は、同号に規定する地域特定電気通信設備供用事業の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額も記載すること。）

四　特定通信・放送開発事業の実施に際し配慮すべき重要事項

［(1)～(4)　略］

(5)　地域特定電気通信設備供用事業

事業を実施しようとする地域の振興又は整備に関する計画との調和を図るとともに、当該地域の特性等を踏まえ、当該地域の経済に貢献する事業となるよう努めること。

また、設備等省令第二条に定める地域内における均衡的な特定電気通信設備の設置に資するよう配慮すること。

さらに、地域内における情報流通の促進によって我が国における情報の円滑な流通の確保に資するため、特定電気通信設備の設置地域の近傍における利用の利点を適切に情報提供するなど、地域内における利用の促進に配慮すること。

---

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十四条の五第一項及び第六十八条の二十六第一項に規定する特定電気通信設備については、法附則第五条第一項第二号に規定する助成金の交付対象とならない。

［ウ～オ　同上］

三　特定通信・放送開発事業の実施方法に関する事項

［(1)～(4)　同上］

(5)　地域特定電気通信設備供用事業

地域特定電気通信設備供用事業の実施に当たり実施計画の認定を受けようとする場合には、実施計画に次に掲げる事項を併せて記載して提出すること。

ア　当該実施計画により整備される電気通信設備が設備等省令第一条第一項各号のいずれに該当するかの別（同項第一号に該当する場合は、複製する情報が記録された特定電気通信設備が設置される地域も記載すること。）

［イ・ウ　同上］

エ　認定を受けようとする者が租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十八条の八各号のいずれに該当するかの別（同条第一号に該当する場合は、同号に規定する生産等設備の取得価額の合計額も記載すること。）

四　特定通信・放送開発事業の実施に際し配慮すべき重要事項

［(1)～(4)　同上］

(5)　地域特定電気通信設備供用事業

事業を実施しようとする地域の振興又は整備に関する計画との調和を図るとともに、当該地域の特性等を踏まえ、当該地域の経済に貢献する事業となるよう努めること。

また、設備等省令第二条に定める地域内における均衡的な特定電気通信設備の設置に資するよう配慮すること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。